



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

インボイス制度開始まであと1年

消費税のインボイス制度の開始される令和5年10月1日まであと1年弱となりました。取引先よりインボイス番号の照会が来ている会社も日に日に増えています。

インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことをいいます。所定の記載要件を満たした請求書などが「適格請求書（インボイス）」です。インボイスの発行または保存により、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となる制度です。

制度導入までまだ1年弱ありますが、対応を行わなければならない事項は多数あります。全ての対応が完了するまでに数ヶ月かかることが想定されますので、早めに準備を進めるようにしてください。

検討対応事項の例

- ☐ (免税事業者)適格請求書発行事業者の登録を行うか否かの判断
- ☐ 適格請求書発行事業者の登録申請
- ☐ 自社発行請求書の書式変更
- ☐ 自社の消費税計算方法がインボイス対応となっているか確認
- ☐ 社内関係者への周知
- ☐ 取引先のインボイス番号の確認
- ☐ インボイス番号取得しない取引先への対応
- ☐ 会計システム・販売管理システム等の対応

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等がある旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分した合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株式会社△△ 登録番号 T12345

8月分 54,400円 XX年8月31日

日付	品名	金額
8月1日	飲料※	5,400円
8月2日	菓子※	3,240円
合計		54,400円
10%対象		22,000円 (消費税2,000円)
8%対象		32,400円 (消費税2,400円)

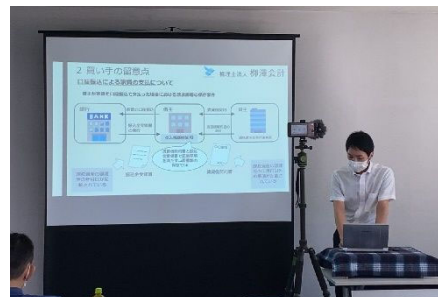
※は軽減税率対象商品

税務・会計セミナーのご案内

9月26日（月）に、当事務所研修室において『税務・会計セミナー』を開催いたしました。多くの方にご参加いただきありがとうございました。

今回は10月25日（火）13:30より、『税務・会計セミナー第4弾』を行います。テーマは『インボイス対応の総点検』・『施行前にやるべきことの最終確認』、『労務管理の基本』となります。

第1弾～3弾のセミナーに参加いただいていない方も過去のセミナー動画の内容を見れるよう URL を送付いたします。セミナーの詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。



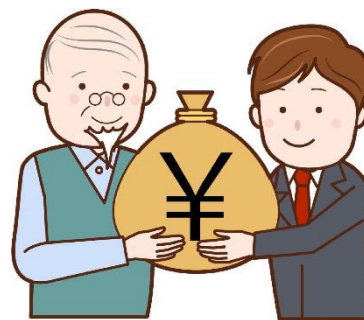
—相続対策としての生命保険—

生命保険は、万が一のことがあった場合の保障が主要な目的ではありますが、使い方によっては相続対策としても有効です。今回は、生命保険の活用で期待できる効果について紹介します。

相続対策を考えていらっしゃる方で、生命保険に加入されていないようであれば、選択肢の一つとして検討してみてもよいかもしれません。

① 保険金受取人に着実に現金を遺すことができる

生命保険は保険金受取人固有の財産であることから、遺産分割協議を経ることなく受取人が保険金を取得することができます。



② 保険金の請求手続が保険金受取人単独でできる

亡くなられた方の遺産を法定相続する場合、銀行や証券会社に対しては、原則として各金融機関所定の届出書に相続人全員の署名と実印による押印が必要となります。

そのため、相続人間で遺産分割協議がもめた場合、相続人全員の署名押印を揃えることが難しくなり、いつまでも解約の手続ができないということになってしまいます。

しかし、生命保険金は受取人が単独で生命保険会社に対し受取手続を行うことができます。

③ 相続人が受け取る死亡保険金は、一定金額まで相続税が非課税となる

被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金は、相続税の課税対象となりますが、一定額の非課税制度*があります。ただし、この非課税制度を受けることができるのは相続人のみです。相続人以外を保険金受取人として指定している場合、相続人以外の受取人については、この非課税制度の対象外となります。

※生命保険金等の非課税限度額：500万円×法定相続人の数

④ 代償金の支払原資に役立つ

例えば「相続人の一人にすべての財産を相続させる」といった遺言書を亡くなられた方が作成していたとしても、他の相続人には遺留分が認められているため、財産を取得した相続人は、ほかの相続人に対しいくらかは財産を分けなければならない事態が生じるかもしれません。

このような場合、生命保険金があればこれを他の相続人に対する代償財産の支払いに充てることができます。

生命保険契約照会制度で契約を確認！！

亡くなられた方が生命保険に加入していたかわからない。加入していたと思うが、どこの保険会社かわからないというようなことがあるかと思います。そのようなときには、「生命保険契約照会制度」を利用することで、生命保険契約の有無、そして、契約がある場合には、どの生命保険会社に契約があるかを照会してもらえます。

(坂本憲彦)





給与収入から必要経費を控除できるの？

給与収入（給与所得）のある方は、毎月、給与の支払いを受ける際に、税金を差し引かれ、年末調整によって、税金が精算されます。その給与収入の税金は、年収から「給与所得控除」という法律で決められている給与収入に対する概算経費を引いて、その額（給与所得）から税金が算出されます。

この給与所得控除に上乗せ控除できる「特定支出控除」という制度があります。

1. 特定支出控除とは？

給与所得者が「特定支出」をした場合、その年の特定支出の額の合計額が、その年中の**給与所得控除額×1/2**を超えるときは、**確定申告によって、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度です**

2. 特定支出控除になる経費とは？

- ①一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出（**通勤費**）
- ②転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出（**転居費**）
- ③職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受ける支出（**研修費**）
- ④職務に直接必要な資格を取得するための支出（**資格取得費**）
- ⑤単身赴任などの場合で、勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出（**帰宅旅費**）

⑥次に掲げる支出（その支出額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの（**勤務必要経費**）

- ・書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための費用（**図書費**）
- ・制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための費用（**衣服費**）
- ・交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出（**交際費等**）

※上記⑥の特定支出は、いずれも給与の支払者が証明したものに限られます。

また、給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課税されていないときは、その補填される部分は特定支出から除かれます。

3. 手続き

この特定支出控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に特定支出に関する明細書及び、給与の支払者の証明書を申告書に添付するとともに搭乗等に関する証明書や支出した金額を証する書類を申告書に添付又は申告書を提出する際に提示する必要があります。

4. 利用のための2つの注意事項

給与所得者にとっては、魅力的な制度ですが、利用するためには、2つの注意事項があります。

①基準金額

特定支出控除は、対象経費が全て控除できるわけではありません。給与所得控除額の2分の1を超えた額が対象になるため、逆に2分の1は、切り捨てになります。

②勤務先の証明

特定支出控除を受けるには、勤務先の証明をしてもらい、その証明書を確定申告書に添付する必要があります。

※給与所得者にとっては、魅力的な特定支出控除ですが、実際にはほとんど使われていないようです。興味がある方は、チャレンジしてみてもいいかもしれません。



令和4年分 所得税確定申告のお知らせ

■早期提出にご協力ください

令和4年分の所得税確定申告の提出期限は、令和5年3月15日（水）です。お客様には過去の整理・精算である確定申告を早く終わりにし、令和5年度に気持ちを集中していただくため、早期の提出への取り組みを行ってまいります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。



■令和4年分 所得税確定申告のお知らせの案内

昨年当事務所で確定申告をお引き受けしたお客様宛に、令和4年分確定申告のお知らせをお送りさせていただきます。お客様の担当職員の連絡先等を記載してありますのでご確認ください。後日改めてご連絡いたします。

■必要資料のご準備をお願いします

例年10月から、社会保険料、生命保険料、地震保険料等の「控除証明書」が契約者宛に郵送されます。紛失しないよう保管をお願いします。また事業をされている方につきましては、事業に関する各種帳簿や請求書、領収書等が必要になります。

確定申告の必要資料の詳細につきましては担当職員よりご連絡いたします。

■マイナンバーのご準備をお願いします

新規に確定申告を当事務所へご依頼いただく場合、マイナンバーのご用意をお願いしております。申告手続に必要となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。（北原隆幸）



職員コラム ～苦しい期間～

伊藤 貴文

昨年厄年も終わり何事も無く日々を過ごしていたある日の休日昼間、突然腰に激痛が・・・。

少しの間は家に残っていた痛み止めと湿布薬で騙し騙し生活を送っていましたが、8月下旬、身体もいよいよ限界がきたこともあり、コロナが流行りだしてから久しぶりに病院に行ってきました。

診察結果は・・・【腰のヘルニア】と医師に診断され「まさか自分になるのかあ～！！」と困惑していましたが、医師からは「伊藤君は以前首のヘルニアもやっているから首の診察した時には次回は腰で通院すると予想していた。」と言われ、幾つかの質疑応答で今回のヘルニアになったことを納得。



昨年まで小学生のバスケットボールのコーチをやらせて頂いていたのですが、今年より中学生のコーチもやることになり活動しておりましたが、10月1日まで長期離脱を余儀なくされ、また区の行事である小宮祭関連もほぼ休むことになり色々な方に御迷惑をかけてしまいました。日常のルーティーンが一気に変わってしまい体格も変化しています。10月より自分が老いた事もあり、今後は健康面や体のケアを心掛ける事を知る良い苦しい期間でした。